

『働き方改革関連法に関する説明会』を開催します

高知労働局

働き方改革は、働く方々が、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。この改革を推進するため、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の確実な取得、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止などの措置が規定された働き方改革関連法が2019年4月1日より順次施行されます。

本説明会では、これらの労働時間法制の見直し、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等についてご説明いたします。

入場無料で、どなたでも参加いただけますので、是非ご参加ください。

日時	会場	定員	所在地
2月25日(月) 13:30~16:00	〈四万十会場〉 中村地区 建設協同組合会館 (3階会議室)	100 名	四万十市右山元町3丁目3-26 (駐車スペースに限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい)
2月27日(水) 14:00~16:30	〈高知会場〉 高知県立 県民文化ホール (オレンジホール)	1000 名	高知市本町4丁目3-30 (駐車場はありません)

説明内容

- 1 労働時間法制の見直しについて
 - ・ 残業時間の上限規制
 - ・ 年5日間の年次有給休暇の取得(企業に義務付け)
 - ・ その他
- 2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について
 - ・ 不合理な待遇差をなくすための規定の整備(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)
 - ・ 同一労働同一賃金ガイドライン
 - ・ その他



★裏面の申込書にて、FAX 又は郵送により、事前に参加申し込みをお願いいたします。

【お申込み・お問合せ先】

高知労働局 雇用環境・均等室

〒780-8548 高知市南金田 1-39

電話 088 (885) 6041 FAX 088-885-6042

『働き方改革関連法に関する説明会』参加申込書

FAX 088-885-6042

(高知労働局 雇用環境・均等室 あて)

事業所名 所在地	(TEL)
担当者氏名	(所属部署)
参加人数	名
会場	<input type="checkbox"/> 高知 (2/27) <input type="checkbox"/> 四万十 (2/25)

該当箇所にチェックを入れてください

※お申し込みいただいた個人情報は、適正に管理し、説明会の運営のみに使用いたします。